

双葉町ふるさと納税返礼品及び提供事業者登録要領

(目 的)

第1条 この要領は、双葉町（以下「町」という。）の魅力発信、産業振興、観光促進を図るため、ふるさと納税制度により町へ寄附を行った者に対して進呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）及び返礼品提供事業者（以下「提供事業者」という。）の登録に関し、必要な事項を定める。

(提供事業者)

第2条 提供事業者は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 原則として、町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、店舗等がある法人、団体又は個人事業主であること。ただし、町外の事業者であっても、町の魅力を発信していると認められる場合はこの限りではない。
- (3) 税の滞納がないこと。
- (4) 双葉町暴力団排除条例（平成26年双葉町条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を持っている者及びその利益となる活動を行っているものでないこと。

(返礼品)

第3条 返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定する総務大臣が定める基準に該当するものであること。
- (3) 平成29年4月1日付総務大臣通知「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと。
 - ・ 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー、各種ポイント、マイル、通信料等）
 - ・ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）
 - ・ 価格が高額のもの
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不当景品及び不当表示防止法

(昭和 37 年法律第 134 号)、不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)等、関係法規を遵守しているものであること。

(5) 品質及び数量において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定等の場合は、提供期間内において安定供給が見込めること。

(6) 飲食物の場合は、寄附者に到着後、一定期間の消費期限又は賞味期限が保証されていること。

(7) サービスの場合は、寄附者に対して利用券等を発行し、事前に指定日を設定しないものについては、送付後 1 年程度の有効期限を設けること。また、中止時の寄附の取り扱いについてあらかじめ町と協議すること。

2 発送については、次の通りとする。

(1) 町が発注してから原則 1 か月以内に寄附者が指定する送付先へ返礼品を送付すること。寄附者が受取日を指定した場合及び返礼品の提供期間が限定されている場合は、遅滞なく送付すること。

(2) 原則、発送状況を確認できる方法を利用すること。

(3) 町より資料の同梱を依頼された場合は、送料に変更のない範囲でできる限り協力すること。

(4) 送料に変更のない範囲で、提供事業者のチラシ等を同梱することができる。

3 再送については、次の通りとする。

(1) 不良品等によるクレーム、返礼品の未着等による商品の回収及び再配送の経費については、提供事業者の負担とする。ただし、寄附者の過失等、提供事業者の責めに帰さない理由により再発送を行った場合は、町と事前に協議し、その費用負担を決定する。

(2) 配送業者の配送事故等については、配送業者との取り決めにより対応すること。

4 返礼品の提供価格には、送料を除き、商品代金、サービス料、諸税、梱包費用、その他事務経費を含むものとする。

5 返礼品の提供価格に 3 分の 10 をかけた金額(千円未満切り上げ)を上限とし、町が定める。

6 1 事業者あたりの登録品目数は、登録返礼品総数、提供事業者の登録数及び返礼品の提案内容を踏まえて制限を行う場合がある。

7 その他

(1) 町は、返礼品に関する情報(画像、商品名、事業者名、説明文等)を、ふるさと納税ポータルサイトに掲載する。なお、町の契約により、掲載されるふるさと納税ポータルサイトは変更又は追加される可能性がある。

(2) 町が広報活動を行う中で、返礼品に関する情報を使用及び提供できるものとする。

(3) 提供事業者は、町のふるさと納税返礼品に登録されていることをPRすることができる。

(提供事業者の登録)

第4条 提供事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を町に提出すること。

(1) 双葉町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（第1号様式）

(2) 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容がわかるもの

2 町は申請内容について総合的に判断して決定する。結果については、双葉町ふるさと納税返礼品提供事業者審査結果通知書（第4号様式）により、申請者へ通知する。

(返礼品の登録)

第5条 返礼品の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類を町に提出すること。なお、提供事業者として登録されていない者は、4に掲げる書類も併せて提出すること。

(1) 双葉町ふるさと納税返礼品登録申請書（第2号様式）

(2) 登録を受けようとする返礼品の内容がわかるもの

2 登録は、総務省にふるさと納税の返礼品として適合性を認められたものに限るものとし、町が総合的に判断して決定する。結果については、双葉町ふるさと納税返礼品審査結果通知書（第5号様式）により、申請者へ通知する。

(提供事業者及び返礼品の変更及び辞退)

第6条 登録された内容について、変更又は辞退する場合は、双葉町ふるさと納税登録内容変更申請書（第3号様式）を町に提出すること。町は申請内容について、総合的に判断して決定する。結果については、双葉町ふるさと納税登録内容変更承認書（第6号様式）により、申請者へ通知する。

(提供事業者及び返礼品の登録期間)

第7条 提供事業者及び返礼品の登録期間は、登録された年度の年度末までとする。ただし、登録期限の1か月前までに町及び提供事業者のいずれからも変更又は廃止の申出がない限り、1年間延長され、以降も同様とする。

(提供事業者及び返礼品の取消)

第8条 提供事業者及び返礼品の登録となった場合でも、要件や基準等を満たしていないことが判明した場合や、返礼品の取り扱いに支障がある事由が生じた場合は、登録を取り消す場合がある。

- 2 ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合は、要件等を変更することがある他、登録を取り消す場合がある。
- 3 登録を取り消す場合は、双葉町ふるさと納税登録取消通知書（第7号様式）により、町から提供事業者へ通知する。

（その他留意事項）

- 第9条 個人情報の取り扱いについては、双葉町個人情報保護法施行条例（令和5年双葉町条例第1号）及び関係法令を遵守すること。この場合において、提供された個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。
- 2 提供事業者は、ふるさと納税業務のために必要とする書類や画像等を町へ提出すること。
 - 3 提供事業者は、返礼品の発送の遅延、発売中止、品質及び発送過程での事故等の問題が発生した場合は、速やかに町へ報告すること。
 - 4 返礼品の提供に係る事故、品質等による保証、トラブル等に関しては、提供事業者の責任において行うこととし、町は一切の責任を負わない。また、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、内容については速やかに町へ報告すること。
 - 5 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、町と協議のうえ解決するものとする。